

# 第30回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第30回定例会

令和4年9月28日

開会 13時30分

閉会 15時30分

出席委員  
(16名)

会長 依田繁二  
3 武井誠  
6 小林澄男  
7 小山孝幸  
8 青木茂良  
11 柳澤峰晴  
13 大塚賢  
14 齊藤敏彦

15 関敏夫  
16 小宮山信幸  
17 小野澤文利  
推進 射手誠司  
推進 佐藤邦利  
推進 関泰秀  
推進 杉田修司  
推進 荻原清一

欠席委員  
(6名)

1 荻原勝夫  
2 深井佳人  
5 関一夫

10 成山喜枝  
12 宮下通  
18 笹平民男

※新型コロナウイルス感染症対策により、人数を制限したことによる欠席者

議事録署名委員

14 齊藤敏彦委員

15 関敏夫委員

出席職員  
(7名)

農業委員会事務局  
事務局長 小林 幸司  
事務局次長 小宮山 真二  
事務局 小林 誠司  
事務局 佐藤 一弥  
事務局 黒澤 しほ  
事務局 酒井 綾  
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による適格証明について  
議案第5号 農用地利用集積計画について

## 第4回農業経営改善計画認定意見聴取

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局           ご苦勞様です。令和4年度第30回定例総会を開催します。感染対策を行いながら人数を制限した開催となりますので、ご協力をお願いします。会長、挨拶をお願いします。

会長           皆さんこんにちは、果実の収穫、稲刈りが始まり、秋本番の季節となりました。心配されていた台風は温帯低気圧に変わり、安心しているところです。先日行われました巨峰の王国まつりは、積極的に販売していただき完売することが出来ました。初日は雨、翌日は暑い中、大変お疲れ様でした。農地パトロールの現地確認は最終にきているかと思えます。荒廃農地が昨年以上に増加されないことを願うばかりです。感染対策を行いながらの開催ですのでご協力をお願いします。

議長（会長）   それでは、議事に入ります。本日の議事録署名人は、14番齊藤敏彦委員と15番関敏夫委員をお願いします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局           議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。  
番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではジャガイモを栽培する予定です。譲受人耕作地の隣接地であり、自宅から車で3分ということで問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、外8筆、図面は2ページ、3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方で、親子間の贈与です。譲受人は、今までも譲渡人とともに東御市に通い、農地の管理を行ってきました。現在、図面2ページの農地に囲まれている宅地に、住宅を建設中で、将来的に東御市でリモートワークをしながら農業経営を行っていくということです。譲受人の建設中の自宅から遠いところでも徒歩5分であり、今までも適切に管理されていることから問題ないと判断しました。水稻・野菜を栽培する予定です。

番号3、〇〇、外9筆、図面は4ページ、5ページ、6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稻及

び野菜を栽培する予定です。一部荒廃地も含まれますが、譲受人は重機の免許を持っているため、自身で伐採伐根し、農地回復を目指すということです。また、譲受人は減農薬での営農を行っていますが、周辺の営農地には影響がないよう配慮していくということです。今までも申請地の周辺で農業経営をしており自宅から車で5分ということで問題ないと判断しました。

議長（会長）      ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小山委員より説明をお願いします。

小山委員            お願いします。資料は1ページをご覧ください。場所は〇〇のところですか。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。譲渡人は相続により取得しましたが、管理ができないということで、牧草地として貸していました。農地を返されることになり、困っていたところ隣接農地の方に相談したところ〇〇さんが規模拡大したいという話があり譲り渡すことになったそうです。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長（会長）      ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）        全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員          それではお願いします。資料は2ページ、3ページになります。譲渡人は〇〇さん譲受人は〇〇さんです。親子関係です。長男の方に譲るということです。資料の2ページのところが畑で管理はしていたようです。資料3ページは〇〇になります。ここは〇〇の方に貸していました。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長（会長）      ありがとうございました。田、畑を全部息子に譲り移住するというこのようです。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）        全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 説明します。場所は〇〇のところにある田と畑10筆です。譲渡人は〇〇さん譲受人は〇〇さんです。〇〇さんの父で〇〇さんの農地でしたが〇〇さんが亡くなり娘の〇〇さんが相続しましたが、農業ができないので全部譲りたいということです。〇〇さんに話をしたところ以前借りていたもので、譲り受けたいとのことでした。周辺農地への影響はなく、農業の方法は地域の基準に基づいて行うそうです。農業の推進、発展の活動に積極的に参加しています。有害鳥獣対策にも協力していきたいと話していました。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 質問をお願いします。〇〇さんは認定農業者として手広く農業をしていますが、今回かなりの面積を譲り受ける申請で、場所も離れていて耕作が出来るのか、何を作るのか、お聞きしたいと思います。

大塚委員 メインは野菜で収穫期はアルバイトを雇っています。レストランに出す野菜も栽培していて根菜類が多いかと思います。一人で耕作していますので心配はありますが、譲り受けたい気持ちを阻止できませんので、頑張ってもらいたいと思います。

小野澤委員 心配はありますが、頑張ってもらいたいです。

齊藤委員 面積が大きいので、計画性を持って行ってほしいと思います。耕作放棄地にならないように農業委員が一言添えて、周りの農地の方に心配されないように、頑張ってもらいたいと話していただきたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。他にございますか。ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇、図面は7ページ、8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は〇〇の方で、定年退職を機に住宅を新築し、移住したいとのこと。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。

第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）      ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員          説明します。住宅敷地の申請です。申請人は〇〇さんで現在〇〇に住んでいます。定年退職を機に移住して住宅を新築したいということです。〇〇でアパートや住宅の多い場所です。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）      全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局            第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。  
番号1、〇〇、外2筆、所有権移転、図面は9ページ、10ページ、11ページ、12ページをご覧ください。〇〇にある農地です。太陽光発電事業敷地の申請です。譲受人は太陽光発電事業を行っている〇〇の業者です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。申請地におけるパネル枚数は164枚で、配置は図面12ページを参照してください。雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と現在協議中とのことです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、外5筆、所有権移転、図面は13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。〇〇にある農地です。特定建築条件付土地敷地の申請です。譲受人は宅建業を行っている〇〇の方です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は市内で建売住宅販売の実績があります。申請地にて219平方メートルから305平方メートルの10区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は13ページ、18ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、借家に住んでいますが手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は19ページ、20ページ、21ページをご覧ください。〇〇にある農地です。太陽光発電事業敷地の申請です。譲受人は太陽光発電事業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。申請地におけるパネル枚数は132枚で、配置は図面21ページを参照してください。雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と現在協議中とのことです。〇〇の周囲概ね500メートル以内にある第2種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は22ページ、23ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、借家に住んでいますが手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、〇〇、所有権移転、図面は24ページ、25ページ、26ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇と〇〇の方です。譲受人は現在、隣接地で歯科医院を建設していますが、今回駐車場敷地の拡張を希望し、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、隣接地と一体として同一の事業の目的に供するので、第1種農地の面積が3分の1を超えないため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇、外1筆、所有権移転、図面は27ページ、28ページ、29ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者で、譲渡人は〇〇と〇〇の方です。譲受人は〇〇で建売住宅販売の実績があります。申請地にて226平方メートルから249平方メートルの4区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第一種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号8、〇〇、所有権移転、図面は30ページ、31ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接地を合わせて譲受け敷地を延長して利用した

いとのことです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号9、〇〇、所有権移転、図面は32ページ、33ページ、34ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は東御市で建売住宅販売の実績があります。申請地にて229平方メートルから313平方メートルの5区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第一種低層住居専用地域及び準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号10、〇〇、外3筆、所有権移転、図面は35ページ、36ページ、37ページをご確認ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の譲受人関連事業者と〇〇の方、譲渡人は〇〇の食品製造加工販売業者です。譲受人は現在、隣接地で食品製造加工販売業を行っていますが、今回駐車場敷地の拡張を希望し、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号11、〇〇、所有権移転、図面は38ページ、39ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は現在、造園業を行っていますが手狭なため、申請地を資材置場としたいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）      ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員            お願いします。場所は〇〇の信号から100メートル東側にあります。譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。譲受人は〇〇の太陽光発電事業の〇〇です。それぞれが譲る意思があったということで、話がまとまりました。隣接する農地の方の了解はいただいているそうです。パネル枚数164枚ということで中規模のソーラーパネルの設置かと思います。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）      ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。



(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇の裏にある農地です。譲渡人は〇〇さんと〇〇さんです。譲受人は〇〇さんです。この周辺に住宅が建ち早朝の消毒等が出来なくなり、農地の管理が困難になったそうです。〇〇さんから話があり譲り渡すことになりました。10区画の特定建築条件付土地として整備するそうです。よろしく申し上げます。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 それでは説明します。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは数年前ブドウを栽培していました。その場所を〇〇さんが譲ってほしいとお願いしたそうです。〇〇さんは東御市出身で東御市に住みたいと思い探していました。住宅を建築したいそうです。今回の申請となりました。よろしく申し上げます。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明します。場所は〇〇のところになります。水田だった場所ですが、譲渡人は〇〇さんで数年前、病気になり耕作ができなくなりました。譲受人は〇〇で、太陽光発電事業を行っています。〇〇さんに譲っていただき太陽光発電のパネルを132枚設置したいということです。周辺の農地の方、区長さんには了解をいただいているそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員                続きましてお願いします。資料は22ページ、23ページになります。場所は〇〇になります。現在荒廃農地となっています。譲渡人は〇〇さん、〇〇さんです。譲受人は〇〇さん、〇〇さんです。住宅敷地の申請です。周辺の環境はとてもいいので、問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員                よろしくをお願いします。場所は〇〇にある農地です。資料は24ページ、25ページ、26ページになります。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん、〇〇さんです。〇〇さんは申請地の隣接地に歯科医院を建設中で、駐車場が不足しているということで今回の申請となりました。第一種農地ですが、8月に農振除外になり、問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員            よろしくお願ひします。場所は〇〇にある農地です。資料は27ページ、28ページ、29ページになります。譲受人は〇〇の不動産業、〇〇です。譲渡人は〇〇さん、〇〇さんで姉弟です。譲受人は宅地分譲地4区画を分譲するそうです。譲渡人は耕作や管理等を考えて譲受人の求めに応じるということです。隣接所有者への説明は了解をいただいているそうです。第3種農地ということで問題はないと考えますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長）        ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願ひします。特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願ひします。

（全員挙手）        全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号8の案件につきまして、杉田委員より説明をお願ひします。

杉田委員            よろしくお願ひします。資料は30ページ、31ページになります。場所は〇〇の農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。資料31ページをご覧いただき、宅地〇〇と今回の申請地は〇〇さんが相続により取得しました。〇〇さんはこの2筆を譲ってもらい住宅と駐車場敷地にしたいということです。現在は〇〇さんの兄弟が申請地の近くに住んでいて、管理をしています。周辺は宅地ですので影響はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長）        ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願ひします。特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願ひします。

（全員挙手）        全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号9の案件につきまして、関敏夫委員より説明をお願ひします。

関敏夫委員        説明します。資料は32ページ、33ページ、34ページを参照してください。〇〇のところですが。譲受人は〇〇です。譲渡人は〇〇さんです。〇〇は5区画の分譲を計画しています雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透です。1筆だけ農地がありますが、〇〇さんが了解を得ているとのこと。その他は宅地になっています。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号10の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。

小林委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇と〇〇さんです。譲受人は〇〇です。リンゴを栽培していましたが、病気が出て伐採した場所です。駐車場として30台停めるそうです。よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号11の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 よろしく申し上げます。〇〇のところですか。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは自宅兼事務所が申請地の側にあります。申請地を譲り受けて植木、石等を置く場所として利用したいとのこと。隣接する住民には説明し了解を得ているそうです。問題はないと考えますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして議案第4号、農地法第5条の規定による適格証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による適格者証明ですが、競売農地の入札参加にあたり、参加者が農地を転用する適格者かを証明するものとなります。そのため、申請者は適格者の証明を受けた後に競売の入札に参加し、落札でき

た際には改めて農地法第5条の規定による許可申請を経て所有権移転をするものです。

番号1、〇〇、外2筆、資料は40ページ、41ページです。〇〇にある農地です。競売の案件です。譲受人は〇〇のLPガス運送業者で、隣接地に事業所を新設し、長野県及び隣接県へのLPガス配送を開始するための車庫として活用したいとのことです。第1種農地ですが、隣接地と一体として同一の事業の目的に供するもののため、転用はやむを得ないと判断しました。なお、この案件についての入札期間は10月25日から11月1日までです。

議長（会長）      ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員      場所は〇〇のところですか。譲受人は〇〇です。申請地に事業所を新設してLPガス配送を開始するための車庫として活用するそうです。関東信越国税局が実施する入札に参加するというとです。隣接者2名には説明して了解を得ているそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）      ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）      全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、先ほど事務局から説明のありましたとおり、申請者が落札者となり、所有権移転に伴う農地法第5条申請が提出された際に、本申請と同一内容の場合、専決処理できることについて裁決に入ります。専決処理について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）      全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして議案第5号、農地利用集積計画9月分について事務局より説明をお願いします。

事務局            議案第5号農地利用集積計画9月分について説明します。通常の利用権設定は、4件5筆、合計8、764平方メートルです。所有権移転は1件、1筆、合計342平方メートルです。中間管理事業を使った利用権設定は、3件4筆、合計6、360平方メートルです。全体の合計は8件、10筆、15、466平方メートルです。以上です。

議長（会長）      ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は

挙手の上発言をお願いします。

関敏夫委員 公益財団法人長野県農業開発公社での売買の判断はどうしているか内容を教えてください。

事務局 基本的には中間管理機構が行います。農地を見て耕作ができるか判断します。売りたい方、買いたい方がいましたら相談を受けます。現状を話しますと、長野県全部を管理をしているので、予め売り手買い手が決まっているものを中間管理機構が仲介している状況です。

議長（会長） ありがとうございます。他にございますか。特にないようですので裁決に入ります。農地利用集積計画9月分につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第4回農業経営改善計画認定審査会について事務局から説明をお願いします。

事務局 第4回農業経営改善計画認定審査会について説明します。〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標ですが、営農類型として現状、目標ともに酪農と肉用牛です。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、現状は〇〇万円、目標は〇〇円です。現状維持ということです。年間労働時間として現状は、8、100時間、目標は6、240時間です。雇用者を1人雇い、家族の労働時間を減らしていきたいそうです。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、生産につきましては、現状と目標も現状維持で牧草を〇〇アール作付けするというとです。畜産関係ですが現状は乳牛〇〇頭、肉牛〇〇頭で目標は乳牛〇〇頭、肉牛〇〇頭にするそうです。農用地及び農業生産施設の現状、目標は同じです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置として、現状は飼料高騰の関係で一時的に頭数を増やし、生産量を確保している状況です。今後については、現在乳牛1頭から搾乳される乳量や乳成分をデータ化し効率化を図りたいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、経理関係は税理士に委託していて、今後も継続するということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は常時雇用者を将来的に考え、家族労働の減少を図りたいとのことです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、循環型農業を模索していて畑に牛の排泄物を堆肥として活用し牧草を育て、その牧草を牛が食べて循環させています。今後も継続していきます。繁殖技術を研究し、乳牛だけでなく肉牛の繁殖に取り組むそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画はトラクター〇台を増

やすそうです。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 説明します。〇〇さんは20代から畜産業を営んでいます。祖父の代から少しずつ拡大して営農をしています。牧草地を〇〇に所々持っています。水田もありますが貸しています。夫婦で営農していますので忙しい時期だけアルバイトを雇っているそうです。牛糞は地元の農家に堆肥として提供しているそうです。出荷先は大半が農協になります。以上になりますがよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 質問をお願いします。年間労働時間で現状8,100時間、目標6,240時間と約2,000時間減っていますが何をどのようにして減らすのかお聞きしたいと思います。

事務局 常時雇用者1名、その他アルバイト等で減らしていきたいとのことで、単純に、常時雇用者が2,000時間働くと、年間でその分2,000時間減るという計算をしています。雇用体系等詳細については、今回聞いておりません。

議長（会長） 他にございますか。特にないようですので農業経営改善計画の意見徴収について終了します。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人 \_\_\_\_\_

(※直筆をお願いします)

